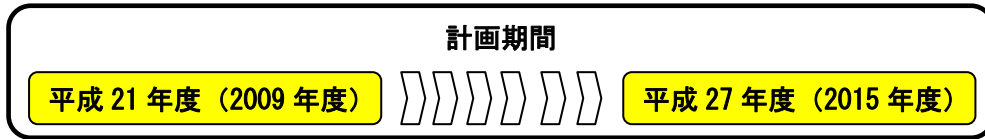


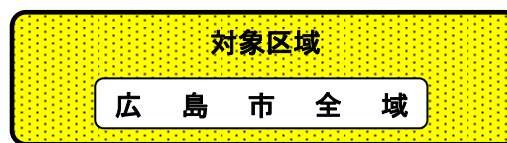
第2章 計画の基本的事項

2-1 計画期間



計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 7 年間とします。

2-2 対象区域

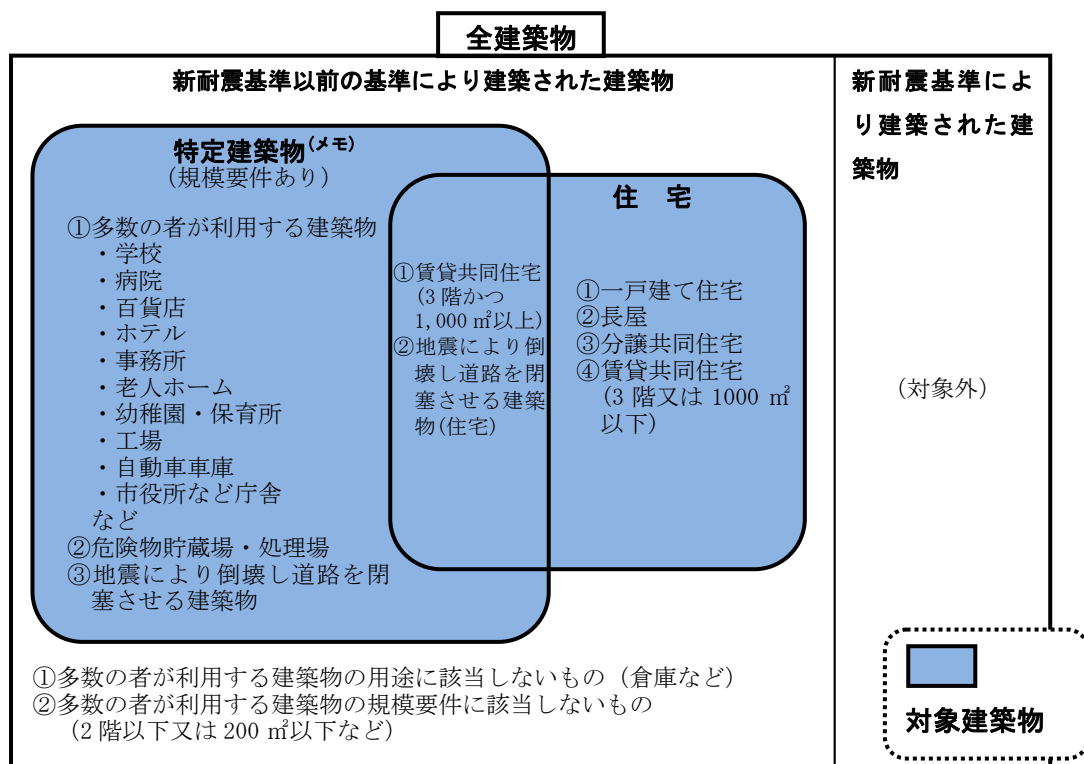


広島市全域を本計画の対象区域とします。

2-3 対象建築物

本計画は、新耐震基準以前の基準により建築された以下の建築物を対象とします。

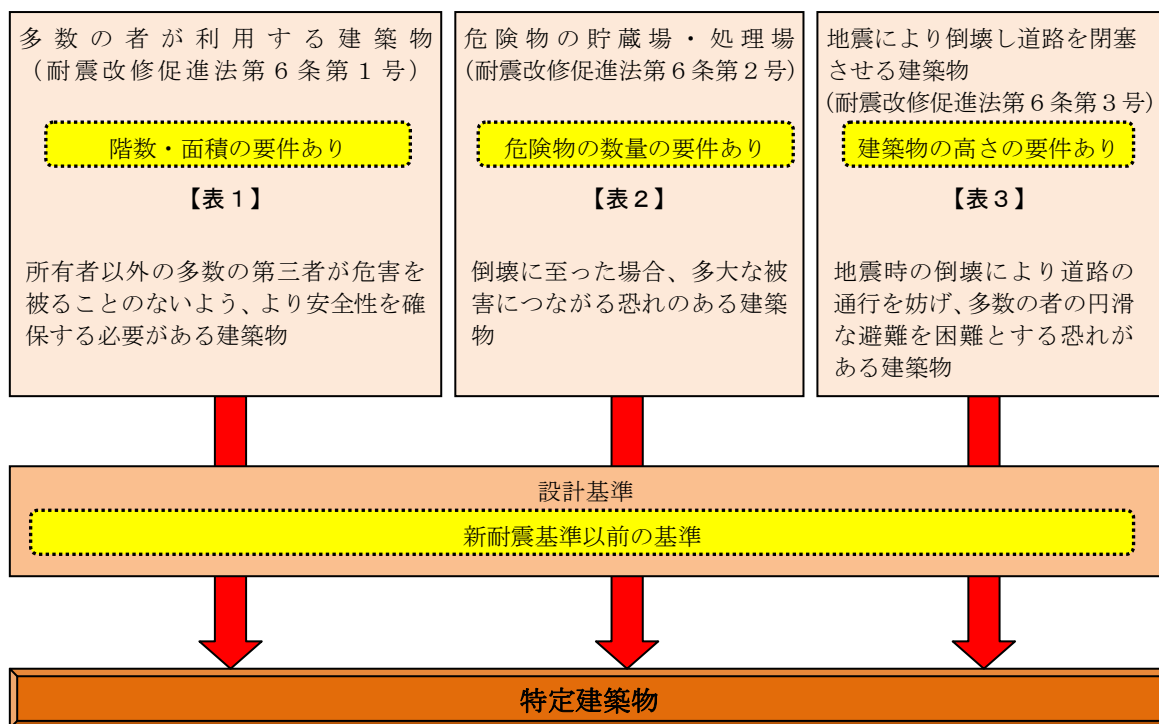
- ア 特定建築物
- イ 住宅





特定建築物

耐震改修促進法第6条第1号から第3号に規定する次ページの表1から3までの建築物のうち、新耐震基準以前の基準により建築されたもの。



【表 1 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）】

用 途	特定建築物の規模要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
展示場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
事務所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上

【表 2 危険物の貯蔵・処理場（耐震改修促進法第6条第2号）】

用 途	特定建築物の規模要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法施行令第3条で定める数量【表4】以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物

【表 3 地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物（耐震改修促進法第6条第3号）】

用 途	特定建築物の規模要件
地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 【P7の図参照】 (上記道路は、『県計画』において、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として記述しています。)	建築物のいずれかの部分の高さが次のいずれかを超えるもの ①前面道路の幅員が12m以下の場合 は6m ②前面道路の幅員が12m超の場合はその1/2

【表 4 耐震改修促進法施行令第 3 条で定める危険物の数量】

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の火薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

【図 地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物（イメージ図）】

